

## 道路占用等工事共通仕様書

平成 7年 4月28日付け道維第4-136号制定

平成 7年 5月 1日 適用

平成11年 6月23日付け道維第6- 83号改正

平成11年 8月 1日 適用

平成12年 3月30日付け道維第3-128号改正

平成12年 4月 1日 適用

平成16年 3月 1日付け道維1第2-47号改正

平成16年 4月 1日 適用

平成23年 3月24日付け道管第3300号改正

平成23年 4月 1日 適用

山 梨 県 県 土 整 備 部

# 目 次

## 第 1 編 総 則

### 第 1 章 総 則

第 1 条	目的	1
第 2 条	適用範囲	1

### 第 2 章 道路管理者の指示及び監督

第 3 条	工事の指示または変更	1
第 4 条	条件変更その他	1
第 5 条	監督	2

### 第 3 章 工事の時期

第 6 条	工期	2
第 7 条	工事の実施時期	2
第 8 条	夜間施工	2

### 第 4 章 工事の実施

第 9 条	道路使用許可	3
第 9 条の 2	沿道住民への周知	3
第 10 条	工事関係図書の提出	3
第 11 条	道路復旧材料の管理	4
第 12 条	工事現場管理	4
第 13 条	保安	4
第 14 条	事故対策	5
第 15 条	路面の維持	5
第 16 条	工事現場の照明	5
第 17 条	騒音振動対策	5
第 18 条	諸法令の遵守	5
第 19 条	関係官公庁等との連絡	6
第 20 条	損害賠償または紛争の措置	6
第 21 条	提出書類	6
第 22 条	後片付等	6

### 第 5 章 道路附属物その他

第 23 条	道路附属物等の工事の承認	6
第 24 条	道路附属物等の原状回復	6

第25条	道路標識	7
第26条	防護柵	7
第27条	街路樹等	7
第28条	照明設備	7
第29条	路肩、法面等	7
第30条	境界杭及び地点標	8
第31条	現場発生品	8

## 第6章 品質管理及び出来形管理

第32条	品質管理	8
第33条	出来形管理	8

## 第7章 工事報告及び完了検査

第34条	占用工事の報告	9
第35条	占用に係る道路の復旧工事の完了検査	9
第35条の2	24条工事の完了検査	9

## 第8章 瑕疵担保

第36条	瑕疵担保	10
第37条	マンホール部等の舗装の維持	10

# 第2編 地下埋設工事

## 第1章 掘削

第38条	掘削の制限	10
第39条	取りこわし	11
第40条	土砂及び工事用資材の搬入・搬出	11
第41条	掘削	11

## 第2章 土留工

第42条	土留工を必要とする掘削	12
第43条	土留工の構造	12
第44条	杭、矢板等の打設	12
第45条	土留板	12
第46条	土留工の管理	12
第47条	特殊工法	13

## 第3章 埋設物

第48条	既設埋設物の確認及び保安	13
第49条	既設埋設物の防護等	13
第50条	掘削方法	13
第51条	露出した既設埋設物の処置	14
第52条	火気	14
第53条	埋設物の明示	14
第54条	埋設管の防護	15

#### 第4章 覆工

第55条	車道の覆工及びすり付け	15
第56条	歩道の覆工	16
第57条	管理	16
第58条	出入口	16
第59条	材料等の搬入・搬出	16

#### 第5章 埋戻し

第60条	点検	16
第61条	埋戻しの材料及び方法	17
第62条	杭、矢板等の撤去及び埋殺し	17

#### 第6章 特殊工法

第63条	推進工法、シールド工法等	17
------	--------------	----

#### 第7章 仮復旧

第64条	仮復旧の施工及び即日本復旧	19
第65条	仮復旧の維持補修	19

### 第3編 本復旧

#### 第1章 総則

第66条	本復旧工事の施工区分	20
第67条	舗装本復旧	20
第67条の2	知事または建設部長が行う本復旧の施工年度	21
第68条	知事または建設部長が行う本復旧の費用負担	21
第69条	路面標示類	21
第70条	検査	22

## 第 2 章 材料及び施工

第 7 1 条	材料及び施工	2 2
---------	--------	-----

## 第 3 章 その他

第 7 2 条	歩道切下げ	2 2
第 7 3 条	歩道への大型車乗り入れ	2 2
第 7 4 条	その他	2 2

## 添付資料

### 別添表－1（参考）

電線・水管・ガス管・下水道管の埋設深及び管種に関する道路占用許可基準一覧表	2 3
---------------------------------------	-----

別添表－2（第 6 1 条関係）埋戻し材料規格一覧表	2 4
----------------------------	-----

### 別添第 1 図（第 5 4 条関係・参考）

電線・水管・ガス管・下水道管の埋設深に関する道路占用許可基準一覧図	2 5
-----------------------------------	-----

別添第 2 図（第 6 1 条・第 6 4 条関係）埋戻し及び仮復旧構造図	2 6
---------------------------------------	-----

別添第 3 図（第 6 7 条関係）本復旧における各層の幅等の基準図	2 7
------------------------------------	-----

別添第 4 図（第 3 5 条・第 3 6 条・第 6 7 条の 2 関係）占用工事及び本復旧工事の流れ	2 8
--	-----

### 別添第 5 図

道路管理者（知事または建設事務所長）が行う

原因者舗装本復旧についての事務処理フロー	2 9
----------------------	-----

## 省略参考資料

- 「道路法」（第 1 条関係）
- 「山梨県地下埋設物掘削等連絡協議会設置要綱」（第 7 条関係）
- 「道路交通法」（第 9 条関係）
- 「道路工事交通保安施設設置基準」（第 1 3 条・第 1 6 条関係）
- 「土木工事施工管理基準」、「出来形管理基準及び規格値」、及び「品質管理基準及び規格値」（第 3 2 条・第 3 3 条・第 7 0 条関係）
- 「山梨県道路法施行条例取扱要綱」（第 3 5 条関係）
- 「ガス工作物の技術上の基準を定める省令（昭和 45 年通商産業省令第 98 号）」（第 4 9 条関係）
- 「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和 49 年 7 月 10 日付け官技発第 160 号）」（第 6 3 条関係）
- 「舗装設計施工指針」「舗装設計便覧」（第 6 7 条関係）
- 「舗装設計便覧」（第 6 7 条関係）
- 「土木工事設計マニュアル」（第 7 1 条関係）
- 「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 1 号）」（第 1 2 条関係）

- 「ガス爆発事故の防止に関する緊急の措置について（昭和 45 年 5 月 11 日付け道政発第 34 号）」（第 14 条関係）
- 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和 51 年 3 月 2 日付け官機発第 54 号の 2）」（第 17 条関係）

# 第 1 編 総 則

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この仕様書は、山梨県管理道路における道路法（以下「法」という。）第 24 条の規定による道路に関するまたは道路の維持に関する工事（以下「24 条工事」という。）の施工並びに法第 32 条の規定による許可または法第 35 条の規定による同意を得て道路を占用する者（以下「道路占用者等」という。）が行う工事（以下「占用工事」という。）の施工に関する一般的事項を示すことにより、安全かつ円滑に施工させることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この仕様書は、24 条工事及び占用工事に適用する。

2 24 条工事及び占用工事は、すべてこの仕様書、申請（協議）書添付図面（以下「添付図面」という。）に基づき、施工しなければならない。

3 この仕様書のほかに、道路管理である山梨県知事（以下「知事」という。）が必要と認めた場合には、特記仕様書を付加する。

4 前項の特記仕様書は、この仕様書に優先するものとする。

## 第 2 章 道路管理者の指示及び監督

(工事の指示または変更)

第 3 条 24 条工事及び占用工事の施工の細部については、所轄の建設事務所長（以下「事務所長」という。）の指示を受けなければならない。

2 この仕様書及び添付図面によりがたい事情が生じたときは、事務所長に届け出てその指示を受けなければならない。

(条件変更その他)

第 4 条 事務所長が必要と認めたときは、24 条工事及び占用工事の方法または条件の変更をすることができる。

2 24 条工事施工者及び道路占用者等がこの仕様書を履行しないとき、または履行が不完全であると認められるときは、事務所長は当該工事の全部または一部を中止させることができる。

3 事務所長が工事の手直しを命じたときは、24条工事施工者及び道路占用者等は速やかにその指示に従わなければならない。

(監督)

第5条 事務所長は、次の各号に定める監督を行う。

- (1) 24条工事及び占用工事に伴う通行の禁止または規制箇所における保安設備等の設置状況の現場での監督
- (2) 必要に応じて主要な道路の復旧作業の現場での監督
- (3) 埋設物の土被り及び埋戻しにおける締固め状況並びに締固め厚の写真による監督（第34条第2項の規定により24条工事施工者及び道路占用者等から提示される写真による。）
- (4) その他必要に応じて道路交通の処理方法、仮復旧路面の状況等の現場での監督

2 前項の監督により、工事に不備または施工不良がある場合は、事務所長は24条工事施工者及び道路占用者等に、改善または再施工の指示が出来るものとする。

### 第3章 工事の時期

(工期)

第6条 工事は、許可（回答）書に記載した工期内に完成させなければならない。ただしやむを得ない事情により工期内に完成しないときは、事前に理由書を添えて工事の施工期間変更申請を事務所長に行なわなければならない。

(工事の実施時期)

第7条 工事の時期は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路管理者が行う工事または他の工事の時期を勘案して適当な時期とすること。
- (2) 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期とすること。特に道路を横断して掘削する工事、その他道路の交通を遮断する工事については、交通量の最も少ない時間であること。

2 他の工事との施工時期についての具体的な連絡調整は、山梨県が別に定める「山梨県地下埋設物掘削等連絡協議会設置要綱」第6条の規定により設置されている地区道路掘削等調整保安部会により図るものとする。

(夜間施工)

第8条 次の各号の1つに該当する工事は、所轄警察署長と協議のうえ、騒音、振動等による沿道環境に与える影響を考慮のうえ支障がないと認められる場合には、極力夜間施工するものとする。



- (1) 車道の一部を閉塞し、1車線を残して交互交通処理（時間的に区切って上下交互に通行させる交通処理方法）を行う道路において、残る車線の合計交通量が概ね800台/時を越える場合。  
なお、交互交通においては、自動車の待時間を概ね3分以下とするよう、交通量に応じ閉塞区間延長を定めなければならない。
- (2) 車道の一部を閉塞し、2車線以上残して行う工事及び迂回路を利用することにより残る1車線を一方通行として行う工事において、残る車線の1車線当たりの交通量が概ね1,400台/時を越える場合。
- (3) 車道の一部を閉塞することにより、1車線確保できない場合。

## 第4章 工事の実施

（道路使用許可）

第9条 工事の施工前に、道路交通法第77条第1項の規定による所轄警察署長の道路の使用の許可を得て当該許可証の写しを事務所長に提出しなければならない。

（沿道住民への周知）

第9条の2 工事の施工にあたって、次の各号に掲げる事項については沿道住民に工事の内容を十分周知させなければならない。

- (1) 工事の概要、実施工程、現場組織、緊急時の体制、交通管理及び安全管理
- (2) 舗装仮復旧及び本復旧等を行う場合は、その工事についての施工計画等
- (3) その他必要と思われる事項

（工事関係図書の提出）

第10条 工事の施工にあたって、事務所長が必要と認めた場合、次の各号に掲げる図書を提出するものとする。

- (1) 工事の概要、実施工程、現場組織、緊急時の体制、交通管理及び安全管理
- (2) 舗装仮復旧及び本復旧等を行う場合は、その工事についての施工計画等
- (3) 使用機械、使用資材、施工方法、施工管理、仮設備計画等の資料
- (4) 事務所長の指示する各種配合設計書及び材料規格書
- (5) 事務所長の指示する仮設物等について応力計算を行った設計図書
- (6) 事務所長の指示する土質調査結果及び各種試験結果
- (7) 事務所長の指示する工事方法図または工事完成図等
- (8) その他

2 ガス管理設箇所及びその周辺における工事の施工にあたっては、第1項第1号の緊急時の体制として次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) ガス漏えいがあった場合における工事区間ごとの通報責任者の氏名及びガス事業者、警察及び消防機関に対する連絡方法
- (2) ガス漏えいがあった場合における付近住民等に対する警報措置
- (3) 緊急処理用機械の配備等の緊急処理体制に関する措置
- (4) ガス管防護のため現場に立会うガス事業者に係る現場監督者の氏名及び連絡方法
- (5) 上記のほか、事故防止対策等のため必要と認められる事項

(道路復旧材料の管理)

第11条 道路復旧工事に使用する材料は、必要の時期に、かつ、所定の場所に確保し、また常に品質、規格を満足するように適切に管理しなければならない。

(工事現場管理)

第12条 24条工事施工者及び道路占有者等は、「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日付け建設省経建発第1号）」に基づき、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

- 2 道路上においては、所定の場所以外に工事用器材、発生品、使用しない材料等を置いてはならない。
- 3 工事現場が他の工事と隣接したり競合したりする場合には、24条工事施工者または道路占有者等及び他の工事施工者は相互強調して紛争を起こさないようにしなければならない。
- 4 工事施工中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 道路の構造に影響をおよぼす行為
  - (2) 安全かつ円滑な道路交通をさまたげる行為
  - (3) 公衆に迷惑をおよぼす行為
- 5 工事現場の整理整頓、風紀衛生、火災盗難等に対して十分注意を払わなければならない。

(保安)

第13条 工事施工中は常に熟練した交通整理員を配置し、保安要因に巡視点検をさせ、安全かつ円滑な道路の交通を確保しなければならない。

- 2 保安施設の配置については、山梨県が別に定める「道路工事交通保安施設設置基準」に準拠して実施するとともに、工事が24条工事または占用工事であることを道路利用者において明確に識別できるように標示板等を設置しなければならない。ただし、設置方法等の細部については、施工計画書によるほか、事務所長の指示を受けなければならない。

(事故対策)

- 第14条 工事施工中は事故防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合における対策を平素からたてておかななければならない。また、事故が発生した場合または発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置を行うとともに遅滞なく事務所長及び関係官公署に連絡し、その指示を受け必要な措置を講じるとともに速やかにその原因を究明し、類似の事故が再発しないよう措置しなければならない。
- 2 ガス管理設箇所及びその周辺における工事の施工にあたっては、事務所長の指示により、24条工事施工者及び道路占有者等は、現場において工事施工方法に誤りがないう現場で工事を行う者を指導しなければならない。
- 3 前項において工事が「ガス爆発事故の防止に関する緊急の措置について（昭和45年5月11日付け道政発第34号）」の二に定める「大規模掘削工事」に該当する場合には、ガス事業者を立会わせなければならない。

(路面の維持)

- 第15条 工事現場付近の路面は、常に良好な状態に保つとともに、路面、排水施設等に補修、清掃の必要が生じた場合には、速やかに処理しなければならない。

(工事現場の照明)

- 第16条 工事施工が夜間である場合は、山梨県が別に定める「道路工事交通保安施設設置基準」に準拠して照明施設を設け、通行車両、通行者の安全が確保できる明るさにするとともに、作業場内の安全を図らなければならない。ただし、交通上支障のない法部等で工事を行う場合はこの限りでない。

(騒音振動対策)

- 第17条 工事の施工にあたっての騒音振動対策については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和51年3月2日付け官機発第54号の2）」に従い騒音、振動の防止または軽減を図り、生活環境の保全に努めなければならない。
- 2 工事の施工に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合は、事務所長の指示により、交通振動の測定を行わなければならない。
- 3 前項の測定の結果、必要に応じて24条工事施工者または道路占有者等の費用負担において、速やかに振動の防止または軽減を図らなければならない。

(諸法規の遵守)

第18条 工事施工にあたり、諸法令および工事に関する諸法規を24条工事施工者及び道路占有者等の責任において遵守し、工事の円滑な進捗を図ること。

(関係官公署等との連絡)

第19条 関係官公署及び関係企業者とは、常に緊密な連絡を保つよう努めるとともに必要がある場合は、事務所に報告しなければならない。

(損害賠償または紛争の措置)

第20条 次の各号に掲げる場合には、直ちに事務所に報告しなければならない。

- (1) 工事に起因して、道路構造物に損傷を与えた場合
- (2) 工事に起因して、第三者に損害が生じた場合
- (3) 工事に起因して、第三者と紛争が生じた場合

2 前各号に掲げる事項に係る損害賠償責任または紛争解決義務は、24条工事施工者または道路占有者等が負わなければならない。

3 24条工事施工者または道路占有者等が、前項に規定する義務を履行せず事務所に損害を与えた場合には、24条工事施工者または道路占有者等は、事務所にその損害を弁済する義務を負わなければならない。

(提出書類)

第21条 24条工事施工者及び道路占有者等は、事務所が必要と認めたときは、その求める書類等を速やかに提出しなければならない。

(跡片付等)

第22条 工事が終了したときは跡片付及び清掃等を工期内に完了しなければならない。

## 第5章 道路附属物その他

(道路附属物等の工事の承認)

第23条 道路の附属物等について移設の必要が生じたときは、あらかじめ事務所の承認を受けなければならない。また、工事中に数量等の変更が生じた場合も同様とする。

(道路附属物等の原状回復)

第24条 工事に起因して生じた道路の附属物等の損傷は、24条工事施工者または道路占用者等の責任において原状に回復しなければならない。この場合において必要な材料及び強度は、事務所長の指示により定めるものとする。

(道路標識)

第25条 工事のためやむを得ず道路標識の移設を行う場合は、当該道路標識の管理者と協議のうえ沿道の樹木、広告物、建造物等に留意し、道路の管理上支障とならない場所を選定しなければならない。

(防護柵)

第26条 工事のためやむを得ず防護柵を一時撤去した場合には、本復旧までの間、バリケードを設置する等事故防止のため必要な処置を講じておかななければならない。

(街路樹等)

第27条 工事の区間内に植栽されている樹木類は、むやみにせん定等を行ってはならない。また、消毒、整枝せん定、灌水、植樹柵内の保護等については、事務所長の指示により行わなければならない。

2 工事のためやむを得ず移植を行う場合は、次の各号に掲げる事項について事務所長の承認を受けなければならない。

- (1) 移植時期（復植を含む。）
- (2) 移植方法（復植を含む。）
- (3) 移植場所
- (4) 移植先での管理方法
- (5) 施工及び管理方法

(照明設備)

第28条 工事のためやむを得ず照明設備の移設を行う場合は、既照度を保つ照明施設にしなければならない。

2 引込柱、配電塔、地中線等を移設する場合は、事務所長の指示によらなければならない。

(路肩、法面等)

第29条 路肩、法面等の復旧は、原則として24条工事施工者または道路占用者等の責任において原状に復旧しなければならない。ただし、細部については、事務所長の指示によるものとする。

(境界杭及び地点標)

第30条 境界杭(石・鉄)及び地点標は、位置、高さに変動のないように必要な措置を講じなければならない。ただし、工事の進捗に伴ってこれを措置することが困難な場合は、事務所長の指示により、境界杭、地点標の復元が出来るよう、図面作成および控杭等により整理したのち移設または撤去し、工事完了後事務所長の立会い確認を受け原状に回復するものとする。

(現場発生品)

第31条 工事の施工により生じた現場発生品は、現場発生品調書を作成し、事務所長の指示を受けて処理しなければならない。

## 第6章 品質管理及び出来形管理

(品質管理)

第32条 24条工事施工者及び道路占用者等は、山梨県が別に定める「土木工事施工管理基準」、「出来形管理基準及び規格値」、及び「品質管理基準及び規格値」(以下「土木工事施工管理基準等」という。)に基づき事務所長が指示する品質管理を行うものとする。

2 品質は、山梨県土木部が別に定める「土木工事施工管理基準等」に規定された品質管理基準に合格したものでなければならない。

(出来形管理)

第33条 24条工事施工者及び道路占用者等は、山梨県が別に定める「土木工事施工管理基準等」に基づき事務所長が指示する出来形管理を行うものとする。

2 出来形は、山梨県が別に定める「土木工事施工管理基準等」に規定された出来形管理基準に合格したものでなければならない。

3 24条工事施工者及び道路占用者等は、工事着手前の現場の状況(街路樹等を含む。)、工事完了後確認困難な埋設管の土被り、埋戻しにおける締固め厚、舗装復旧厚等についての工事状況について、写真を撮影しておくものとする。

4 埋設管の埋戻しにおいては、掘削(埋戻し)範囲内に設置するマンホール、ハンドホール、土留材またはやり方(丁張り)等に、各層毎の締固め厚を層別にペイント表示し、おおむね40m毎に敷均し及び締固め作業状況並びに締固め出来形の遠景及び近景を1組として、撮影しておくものとする。

## 第 7 章 占用工事の報告及び完了検査

### (占用工事の報告)

第 34 条 道路占用者等は、事務所長が必要と認めた場合、埋戻し及び舗装復旧等の主要な道路復旧の日程を連絡しなければならない。

2 道路占用者等は、事務所長が必要と認めた場合、仮復旧終了後、埋設物の土被り、埋戻しにおける締固め状況及び締固め厚を撮影した写真を速やかに提示しなければならない。

### (占用に係る道路の復旧工事の完了検査)

第 35 条 道路占用者等は、占用に係る道路の復旧工事が完了した場合には、直ちに山梨県が別に定める「山梨県道路法施行条例取扱要綱」第 10 条に規定する第 4 号様式「道路占用に係る道路の復旧工事完了届」及び同様式に規定する工事の記録写真、品質管理結果、出来形管理結果を添付した書類（以下「占用に係る道路の復旧工事の完了届け書類」という。）を事務所長に提出し、その検査を受けるものとする。ただし、道路の構造に対し影響が少ない軽易な工事については、占用に係る道路の復旧工事の完了届け書類の提出は不要とし、検査も省略するものとする。

2 事務所長は、次の各号に掲げるところにより完了検査を行うものとする。

(1) 品質検査 前項の規定により提出された道路占用者等の品質管理結果により行う。

(2) 出来形検査 原則として現地立ち会いとし、前項の規定により提出された道路占用者等の出来形管理結果に基づき行う。また、工事完了後確認困難な箇所は、提出された写真により行う。

3 事務所長は、前項の規定により検査を行った復旧工事について、その復旧状態が良好でないと認めた場合においては、道路占用者等に対し復旧工事の再施工を求めることができる。

4 舗装の本復旧工事を道路占用者等が行う場合は、仮復旧及び養生期間を経て、舗装の本復旧工事終了後、直ちに占用に係る道路の復旧工事の完了届け書類を事務所長に提出し、その検査を受けるものとする（別添第 4 図参照）。

5 舗装の本復旧工事に係る検査は、第 70 条によるものとする。

### (24 条工事の完了検査)

第 35 条の 2 24 条工事の完了検査については、当該工事許可書（回答書）に記載の条件により引き継ぐ時に、事務所長が必要と認めた場合行うものとする。

## 第 8 章 瑕 疵 担 保

### (瑕疵担保)

第 3 6 条 第 3 5 条の検査に合格し引継ぎを受けた施設並びに前条の規定により引継ぎを受けた施設に瑕疵があるときは、事務所長は 2 4 条工事施工者または道路占有者等に対して次の各号に定める相当の責任期間においてその瑕疵の修補を請求し、または修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、事務所長は 2 4 条工事施工者または道路占有者等に修補を請求することが出来ない。

- (1) 2 4 条工事施工者の責任期間は、引継ぎを受けた日から簡易舗装、コンクリート平板ブロック舗装、砂利道及び街路樹については 1 年間、その他の道路構造物については 2 年間とする。
- (2) 道路占有者等の責任期間は、知事または事務所長が本復旧工事を施工する場合を除き、完了検査合格の日から簡易舗装、コンクリート平板ブロック舗装、砂利道及び街路樹については 1 年間、その他の道路構造物については 2 年間とする。
- (3) 知事または事務所長が本復旧工事を施工する場合の道路占有者等の責任期間は、道路占有者等が占用工事に着手したときから、知事または事務所長が施工する本復旧工事が完了するまでの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、その瑕疵が 2 4 条工事施工者または道路占有者等の故意または重要な過失により生じた場合には、当該請求をすることが出来る期間は 5 年間とする。

3 瑕疵の修補については、事務所長と 2 4 条工事施工者または道路占有者等が立ち会いのうえ、これを確認して修補の範囲等を定めるものとする。

### (マンホール部等の舗装の維持)

第 3 7 条 占用工事の完了後、マンホール及びこれに類する施設の設置により、その周辺の舗装が損傷したことが明らかな場合、事務所長は道路占有者等に対して当該舗装の維持を施工させることができる。

## 第 2 編 地 下 埋 設 工 事

### 第 1 章 掘 削

#### (掘削の制限)

第 3 8 条 道路舗装工事完了後は、原則として、セメントコンクリート舗装については 5 年間、アス



ファルトコンクリート舗装については3年間、当該舗装路面の掘削は認められないものとする。ただし、次に掲げる場合において、知事が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

- (1) 災害の防止、事故の復旧等一般への危険防止のために行うもの。
- (2) その他、特にやむを得ないと判断されるもの。

(取りこわし)

第39条 路面および構造物の取りこわしにあたっては、添付図面等に基づく位置とする。

- 2 取りこわし方法は、この仕様書の規定により、事務所長の指示を受けてから実施しなければならない。
- 3 舗装の切断は、コンクリート・カッター等で直線または円形にかつ路面に垂直に行わなければならない。この場合において、切断の深さは事務所長の指示によらなければならない。
- 4 車道部分の掘削幅は、必要最小限としなければならない。
- 5 歩道部分の掘削幅は、アスファルト系舗装の場合には前項によるものとし、平板等の舗装の場合においては、1枚を単位として必要最小限とする。

(土砂及び工事用資材の搬入・搬出)

第40条 舗装の破壊片及び掘削土砂は直ちに工事現場から搬出するものとし、路面その他道路の部分に推積したり路上で小割にしてはならない。

- 2 土運搬車の荷台には、シートをかける等の処置をし、運搬中土砂を撒きちらさないよう留意しなければならない。
- 3 路面を汚した場合は、ただちに清掃しなければならない。
- 4 ダンプトラック等大型貨物自動車により多量の土砂または工事用資材及び機械の輸送が伴う工事については、搬送計画、通行道路の選定、運行に関する事項、交通誘導員等の配置、標識等設置その他安全対策の基本的事項を定め、事故防止に万全を期さなければならない。

(掘削)

第41条 掘削は次の各号に掲げる事項を遵守して施工しなければならない。

- (1) 掘削は、溝掘り、つぼ掘りまたは推進工法、若しくはこれに準ずる工法とし、えぐり掘りは行わないものとする。
- (2) 掘削面積は、当日中に復旧可能な範囲とすること。ただし、工事の施工上やむを得ない場合において履工を施す等、道路の交通に著しい支障を及ぼすことのないように措置して行うときは、この限りではない。
- (3) 湧水または溜り水の排水を行う場合には、路面その他道路の部分に放流してはならない。ただし、やむを得ず道路の排水施設に放流する場合には、事務所長の指示により沈砂濾過施設等を設

けなければならない。

- (4) 湧水または溜り水が多量な場合や、掘削に伴い地盤沈下等を起すおそれのある場合には、グラウト工あるいは薬液注入工等を行い、土砂の流出、地盤沈下等を防止すること。この際、薬害を付近に及ぼさないように適切な措置を施すとともに、第63条に準拠して関係資料を事務所に提出しなければならない。
- (5) 沿道に接近して掘削する場合は、出入を防げないように必要な措置を講じなければならない。

## 第 2 章 土 留 工

(土留工を必要とする掘削)

第42条 土留工を必要とする場合は、原則として次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 掘削の深さが1.5mを超える箇所。この場合において、掘削の深さが4mを超える場合及び周辺地域への影響が大きいと予想される場合等重要な仮設工事においては、親杭横矢板及び鋼矢板を用いた土留工を標準とし、周辺地盤をゆるませるおそれのある建込み簡易土留の使用は、原則として認められないものとする。
- (2) 軟弱地盤または湧水の多い箇所。
- (3) 車両通行により掘削部分が崩れるおそれのある箇所。
- (4) 側溝、擁壁等の道路施設及び隣接する施設が破損されるおそれがある箇所。

(土留工の構造)

第43条 土留工の構造は、土留工に作用する土圧の計算を学会その他で技術的に認められた方法及び基準により、施工期間中における降雨等による条件の悪化を考慮して行い、その計算の結果に対して十分安全に耐えうるものでなければならない。

(杭、矢板等の打設)

第44条 杭、矢板等を打設する場合は、あらかじめ地下埋設物件を調査確認のうえ打設するものとする。

(土留板)

第45条 土留板は、掘削後直ちにはめ込み、土留板と掘削土壁との間にすき間のないよう入念に施工しなければならない。

(土留工の管理)

第46条 土留工を設置している期間においては、監視員を配置して常時点検を行い、土留用部材の変形及びその緊結部のゆるみなどの早期発見に努力し、事故防止につとめなければならない。

2 土留工を設置している期間において、必要がある場合は、地下水位、地盤沈下または移動を観測してこれを記録し、地盤の隆起、沈下等異常が発生したときは、保全上の措置を講ずるとともにその旨を事務所長その他関係者に通知しなければならない。

(特殊工法)

第47条 アースアンカー、ウェルポイント、連続杭、連続地中壁、凍結工法、注入工法、グラウト工法、泥水沈埋工法等の特殊な工法を用いる場合は、その工法の安全性、地下水位低下に伴う路面の沈下、及び周辺地域の地下水の利用状況に関する詳細な資料等を申請(協議)書に添付しなければならない。

### 第3章 埋設物

(既設埋設物の確認及び保安)

第48条 24条工事施工者及び道路占用者等は、工事着手前に工事区域並びにその周辺の埋設物の位置、構造及び老朽度を調査し、埋設物の確認及び保安のために必要な措置を行わなければならない。

(既設埋設物の防護等)

第49条 工事施工中は、周囲の地盤のゆるみまたは沈下について常に注意し、特に近接埋設物について危険のないよう十分留意し掘削を行わなければならない。

2 近接埋設物に危険が予想される場合は、当該埋設物の管理者との協議に基づき、当該埋設物の移設または防護、24条工事及び占用工事の見回りまたは立会いその他の保安上必要な措置を行わなければならない。

3 ガス事業法の規定に基づいて設けられているガス管の防護については、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令(昭和45年通商産業省令第98号)」第77条第1号、第2号、第3号ハ及び第4号口の例によるものとする。

(掘削方法)

第50条 杭矢板等の打設のための穿孔等を行う必要がある場合は、埋設物のないことがあらかじめ明確である場合を除き、通常の埋設物が予想される深さ2m程度まであらかじめ探針等を行い、埋設物の存在が確認されたときは溝掘りまたはつぼ掘りを行ってこれを露出させなければならない。

(露出した既設埋設物の処置)

第51条 工事のため露出した既設埋設物に、受け防護または吊り防護を行う場合に使用する材料は、十分安全な強度を有するものでなければならない。

- 2 防護を行う場合は、事前に既設埋設物の管理者の承認を受けるものとする。
- 3 露出した埋設物が既に破損していた場合には、24条工事施工者または道路占用者等は、ただちに事務所長及び当該既設埋設物の管理者に連絡し、当該既設埋設物の管理者の責任において完全な修理等の措置を行うことを求めなければならない。
- 4 露出した埋設物が埋戻しののちにおいて破損するおそれのある場合においては、事務所長及び当該既設埋設物の管理者に連絡し、24条工事施工者または道路占用者等と当該既設埋設物の管理者が協議して原因を究明し、その原因者が責任をもって完全な修理等の処置を行わなければならない。

(火気)

第52条 ガス管または石油管等の引火のおそれのある埋設物等の付近においては、火気を使用してはならない。

(埋設物の明示)

第53条 地下に埋設し、または埋設してある電線、水管、下水管、ガス管、石油管（各戸の引込みは除く。）については、埋設物の名称、管理者、埋設の年その他保安上必要な事項を次の各号に従い明示するものとする。また、管の上部30cm（但し、ガス管については50cmとすることができる。）の位置に埋設物件の保安上及び防護上必要な事項を明示したシートを敷設するものとする。

(1) 明示事項

種 別	略 称	保安上必要な事項
電 話	〇 〇 通 信	同 軸
水 道	〇 〇 水 道	
下 水 道	〇 〇 下 水	圧 送
ガ ス	〇 〇 ガ ス	中 圧
電 気	〇 〇 電 力	特 高

埋設の年は、西暦年を使用すること。

(2) 明示材料

- 規 格：テープ 幅 3 cm以上  
シート 幅 4 0 cm以上  
明示板 縦 1 5 cm以上・横 7 cm以上  
材 質：耐薬品性、無腐蝕性、耐退色性

(3) 明示色

電 話：赤色

水 道：青色（工業用水：白色）

下水道：茶色

ガ ス：緑色

電 気：オレンジ色

石 油：黄色

(4) 明示材料の間隔

テープ：2m以内とすること

シート：開削工法により施工する部分のうち、原則としてマンホール及びハンドホール部を除く全延長

明示板：埋設物の起終点付近にはめ込むこと

（埋設管の防護）

第54条 車道に埋設されるガス管及び水道（畑灌を含む。）管の本線（別添表－1に示すもの）の頂部と路面の距離（以下「土被り」という。）が、占用工事の実施上やむを得ず0.6mを超え、かつ1.2m以下になる場合は、道路工事及び他の占用工事から管を防護するため、原則として管の周囲を厚さ5cm以上の防護コンクリートで巻き建てるものとする（別添第1図(1)参照）。このとき、原則として防護コンクリートの最小部材寸法は15cmとし、また、路盤のなかに防護コンクリートが入らないこととする。ただし、次の各号の1つに該当する場合は省略することができる。

(1) 災害による復旧工事その他緊急を要する工事に伴い、一時的に設けられる埋設管

(2) マンホール、ハンドホールまたは電線共同溝等（2以上の占有者の電線を收容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設で共同溝以外のものをいう。）に收容される地下電線

2 車道に埋設される下水道管の本線において、占用工事の実施上やむを得ず下水道管の土被りが1.0mを超え、かつ3.0m以下になる場合は、原則として前項と同様の防護を実施するものとする（別添第1図(1)参照）。

## 第 4 章 覆 工

（車道の覆工及びすり付け）

第55条 覆工板、桁、杭等の仮設構造物は、十分安全な構造で設計し施工しなければならない。

2 覆工は原則として鋼製またはP.Cコンクリート製覆工板を使用するものとし、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品でなければならない。

- 3 覆工板は荷重に十分に耐え、はね上がり、ばたつきまたは振動等によりゆるみを生じないようにし、各覆工板は面と面とを密着させて、すき間の生じないようにしなければならない。
- 4 舗装路面と覆工板との接合部は段差のないように施工しなければならない。ただし、やむを得ず段差が生じた場合には、アスファルト・コンクリートで交通に支障のないようにすり付けなければならない。この場合そのすり付けは、縦断方向、横断方向ともに5%以下の勾配とし、必要に応じ「段差」の標示板を設置するものとする。

(歩道の覆工)

第56条 歩道の覆工は在来の歩道形状を保持する構造とし、すき間のないように取り付け、必要に応じて歩道と車道の境界には防護柵等を設置しなければならない。

(管理)

第57条 覆工部は常時点検し、その機能の保持に万全を期すとともに、現場付近に常時予備の履工板を用意しておかななければならない。

- 2 覆工板表面の滑り止めが摩滅等によってその機能が低下した場合は、取替え等を行わなければならない。

(出入口)

第58条 覆工部に地下への出入口を設ける場合は、作業場内に設けることを原則とする。やむを得ず作業場以外に設ける場合には、車道部以外に設置するものとする。

- 2 地下への出入口の周囲は高さ1.2mの囲いを設け、確認し易い色彩にするとともに、照明設備を設置し必要に応じて点灯しなければならない。

(材料等の搬入・搬出)

第59条 材料等の搬入・搬出にあたり覆工板の一部をはずす場合は、必ずその周囲に保安施設を設けるとともに専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止し、夜間は照明設備を設置し点灯しなければならない。

- 2 材料等の搬入・搬出作業が終了したときは直ちに覆工板を復元しておかななければならない。

## 第5章 埋戻し

(点検)

第60条 埋戻しに先立ち、掘削箇所内を十分に点検するものとし、工事材料等の撤去及び水みち等

についての必要な措置を完全に行わなければならない。

(埋戻しの材料及び方法)

第61条 工事のため道路を掘削した場合における道路の復旧方法は、道路の機能を掘削前の道路の機能と同等にすることを原則とし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 埋戻しの締固めは、層毎に行うとともに、ランマー、その他の締固め機械または器具で確実に締固めること。特に埋設物、構造物等については十分留意し、その周辺は入念に締固めなければならない。
- (2) 締固め後の一層の厚さは、路面下1.2mまでは0.3m以下、路面下1.2mから仮復旧路盤面下端までは0.2m以下とする。
- (3) 路盤工、基層工及び表層工の施工については、本編第7章及び第3編によるものとする。
- (4) 埋戻しは、原則として掘削した日に仮復旧または本復旧まで完了しなければならない。ただし、事務所長が承認した場合はこの限りではない。

2 埋戻しに使用する材料及びその使用区分は、次の各号に掲げるところによらなければならない(別添第2図参照)。

- (1) 埋設物上0.3mまでは、砂を使用するものとする。
- (2) 埋設物上0.3mから路面下0.9m(歩道にあつては路面下0.3m)までは、砂、クラッシュラン、再生クラッシュラン、切込砂利、または置換材を使用するものとする。ただし、事務所長が使用を認めたときは、発生路盤材、または修正CBRが20以上かつ最大粒径100mm以下かつ塑性指数(PI)6以下の発生土を使用することができる。
- (3) 路面下0.9mから仮復旧路盤面下端(歩道にあつては路面下0.3mから仮復旧表層面下端)までは、クラッシュラン、再生クラッシュラン、または切込砂利を使用するものとする。
- (4) 材料の規格については別添表-2によるものとする。

(杭、矢板等の撤去及び埋殺し)

第62条 杭、矢板等は下部を埋戻しして除々に引き抜くこと。ただし、事務所長が道路の構造または他の工作物、若しくは施設の保全のためやむを得ないと認めた場合は、杭、矢板等を残置すること(埋殺し)が出来る。ただし、埋殺しをする場合には、原則として車道部は路面から深度が2.5m以上、歩道部は路面から深度が1.5m以上で切断しなければならない。

## 第6章 特殊工法

(推進工法、シールド工法等)

第63条 推進工法またはシールド工法により管路を築造する場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地上または地下構造物については、あらかじめ位置、規模、構造等を調査し、工事中これらに損傷を与えないよう必要な措置を講じておくこと。なお、地下埋設物について事前に調査しなければならない。
- (2) 立坑築造作業（土留工、支保工、掘削工及び履工）が完了したときは、事務所長の検査を受けなければならない。
- (3) 掘進（推進）及び到達に先立つ山留材の切断（鏡切り）に当たっては、地山の崩壊、立坑内への地下水の流入等を防止するため適切な措置をとること。
- (4) 地山の性状を考慮して切羽等の安定を十分に図りながら、熟練した専任の技術者がジャッキ等を適正に作動させ、所定のルートを正確に掘進（推進）させること。
- (5) 余掘りによる地盤の沈下を未然に防止するために、常に掘削土量を監視し、所定の掘削土量をうまわる土砂の取り込みが生じないよう適切な施工管理を行うこと。
- (6) 掘進（推進）速度は、機種、工法及び土質に適した範囲を維持し、掘進（推進）作業は連続して行い、掘進（推進）区間内途中で停止させないこと。なお、掘進（推進）作業を停止する場合は、切羽を安定させるために必要な措置を講ずること。
- (7) 掘進（推進）中異常が発生した場合は、速やかに応急措置を講ずるとともに、直ちに事務所長に報告すること。
- (8) 掘進（推進）中は、各種ジャッキ、山留等に監視人をつけ、掘進（推進）長、推力等を記録して所定の様式により「掘進（推進）旬報」を事務所長に提出すること。
- (9) 掘進路線上（地上）には、沈下測定点を設け、掘進（推進）前、掘進（推進）中及び掘進（推進）後の一定期間、定期的に沈下量を測定し、その記録を事務所長に提出すること。
- (10) 残土、泥水及び泥土等は、関係法令に従って環境保全に留意し適正に処分すること。
- (11) 裏込注入材の選定、配合及び注入量は、地質その他の施工条件を十分検討して定め、関係資料を事務所長に提出しなければならない。また、注入は偏圧が生じないように行い、空げきの隅々まで行きわたらせるようにしなければならない。
- (12) 薬液注入工法を行う場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年7月10日付け官技発第160号）」によるものとし、工法、注入量及び材料の配合については、関係資料を事務所長に提出しなければならない。

2 推進工法により管路を築造する場合は、前項の規定によるほか、注入孔を有する推進管を使用する場合は、立坑間の各推進作業が完了（到達）するごと遅滞なく裏込注入を行うこと。

3 シールド工法により管路を築造する場合は、第1項の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) セグメントは、1ストローク掘進するごとに直ちに組み立てること。



(2) 裏込注入は、1ストローク掘進するごとに遅滞なく行うこと。

## 第 7 章 仮 復 旧

(仮復旧の施工及び即日本復旧)

第 6 4 条 舗装道においては所要の埋戻し後、原則として速やかに仮舗装を行い、交通を開放するものとする。ただし、復旧工事の施工性及び交通の安全の確保に支障がないと事務所長が認めた場合は、即日本復旧舗装を行うものとする。

2 仮復旧の舗装構成は、車道と歩道の区分に応じて、原則として下表によるものとする（別添第 2 図参照）。

車道と歩道の区分	表 層 厚	路 盤 厚
車 道	5 cm 以上	1 0 cm 以上
歩 道	3 cm 以上	—

3 使用材料は、原則として表層については加熱アスファルト混合物、または再生加熱アスファルト混合物、路盤についてはクラッシュランまたは再生クラッシュランとする。

4 路面標示類は、交通規制効果と交通安全確保のため必要なものなので、仮復旧であっても、トラフィック・ペイント等で原形通りに必ず塗装を行わなければならない。

(仮復旧の維持補修)

第 6 5 条 2 4 条工事施工者及び道路占用者等は、本復旧工事に着手するまでの間、次の各号に掲げるところにより、仮復旧部分の維持補修等を行わなければならない。

(1) 2 4 条工事施工者及び道路占用者等は工事施工箇所を常に巡回し、路面の沈下、排水処理その他不良箇所が生じたときは、直ちに手直しを実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。また、道路の周辺的生活環境を保全するため、道路交通に伴う騒音及び振動の防止または軽減を図るよう、特に配慮しなければならない。

(2) 2 4 条工事施工者及び道路占用者等は、工事施工区間の仮復旧の路面状況について、2ヶ所以上または 1 0 0 m 毎に撮影した写真を毎月、事務所長に提出しなければならない。

(3) 事務所長が手直しを指示した場合には、これに従わなければならない。

## 第 3 編 本 復 旧

## 第 1 章 総 則

(本復旧工事の施工区分)

第 6 6 条 占用工事に伴う掘削部の本復旧は、次の各号に掲げる場合を除き、道路占用者等が施工するものとする。

- (1) 道路全域にわたり影響するような大規模の掘削工事で、その本復旧に高度の舗装技術等を必要とする場合。
- (2) 占用工事による掘削が他の占用工事と競合及び隣接することにより、知事または事務所長が統一して本復旧工事を施工する必要がある場合。
- (3) 本復旧工事と合わせて道路補修工事等を施工する必要がある場合。
- (4) 占用工事を道路工事の先行工事として行なう場合。
- (5) その他知事が特に必要と認めた場合。

(舗装本復旧)

第 6 7 条 舗装本復旧工事は、埋戻し箇所が安定する期間が経過してから実施するものとする。ただし、復旧工事の施工性及び交通の安全の確保に支障がないと事務所長が認めた場合は、即日本復旧舗装を行うものとする。

- 2 舗装本復旧工事は即日本復旧舗装を除き、舗装本復旧の範囲を改めて舗装切断を行ない、仮復旧及び既設舗装を舗装本復旧の所定の上層路盤面まで掘削した後に舗装本復旧を行うことを原則とする。
- 3 舗装本復旧の面積等は次の各号によることを標準とし、事務所長と 2 4 条工事施工者または道路占用者等が現地立ち会いの上決定するものとする（別添第 3 図参照）。
  - (1) 粒調碎石上層路盤の本復旧の幅員は、掘削幅とその両側の影響幅を加えた幅とする。ただし、その幅員が 2.5 m に満たない場合は、2.5 m とする。
  - (2) 2 車線以上の車線を有する車道における表層部（表層及び基層）及び歴青安定処理上層路盤の本復旧の幅員は、前号の幅員の範囲を含む車線と隣接する路肩を加えた幅とする。ただし、前号の幅員の範囲が、中心線または車線境界線を越えて 2 車線以上に及ぶ場合は、前号の幅員の範囲が及ぶ全車線と隣接する路肩を加えた幅とする。
  - (3) 1 車線の道路の表層部の本復旧の幅員は、アスファルトコンクリートの打継目が道路中心線にあり、かつ、第 1 号の幅員の範囲がその打継目を越えない場合は、打継目を境として掘削を行った片側のみとする。そうでない場合は全幅とする。
  - (4) 舗装本復旧の延長は、掘削部分の端から影響幅を両端に加えた延長とする。ただし、工事が道路の横断方向の掘削、または点掘りの場合で、影響幅を含めた舗装本復旧の延長が 5.0 m に満たない場合は、5.0 m とする。

- 4 道路の構造、交通の状況、土質の関係から、前項に規定する部分についての舗装本復旧によっては、掘削前の構造耐力を保持することが困難であると認められる場合においては、舗装本復旧は当該部分に加えて、掘削前の構造耐力を保持するため必要な部分について行うものとする。
- 5 舗装本復旧の舗装構成は、次の各号によるものとする。
- (1) 知事または事務所長が当該箇所の地質試験（C B R試験等）結果及び舗装構成（以下「既存資料」という。）を保管している場合は、既存資料と最新の交通量調査結果を基に「舗装設計施工指針」または「舗装設計便覧」等により24条工事施工者または道路占有者等が策定し、復旧工事の施工性及び交通の安全の確保に支障がないと事務所長が認めた舗装構成。
- (2) 既存資料がない場合は、当該箇所のC B R地質試験を24条工事施工者または道路占有者等が行いその結果及び最新の交通量調査結果を基に「舗装設計施工指針」または「舗装設計便覧」等により24条工事施工者または道路占有者等が策定し、復旧工事の施工性及び交通の安全の確保に支障がないと事務所長が認めた舗装構成。この場合のC B R地質試験については、復旧延長200m以下については1ヶ所、200m以上については200mにつき1ヶ所行うものとする。
- (3) 前号のC B R地質試験時に道路占有者等が確認した既設舗装構成が、前号により策定した舗装構成より堅固な構成の場合は、既設の舗装構成としても良いものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、カラー平板ブロック、舗石タイル、透水性舗装等の特殊舗装の復旧は、既設特殊舗装材と同一種類の材料を使用した既設舗装構成による原形復旧を原則とする。

（知事または事務所長が行う本復旧の施工年度）

第67条の2 知事または事務所長が当該年度に本復旧を行う箇所は、原則として11月末日までに道路占有者等が第35条の規定による占有に係る道路の復旧工事の完了届け書類を提出し、事務所長の完了検査を受け、その完了検査に基づく本復旧の面積等が確定する箇所とし、12月以降に面積等が確定する箇所は、翌年度に本復旧を施工するものとする（別添第4図参照）。

（知事または事務所長が行う本復旧の費用負担）

第68条 知事または事務所長が本復旧を行う場合の費用は、第67条の規定により決定した面積及び舗装構成等によって事務所長が算定した工事費（その他道路構造物の復旧費用を含む）並びにその工事費の6%に相当する事務費を加えた費用を、当該本復旧を行う年度に道路占有者等が負担する。

2 本復旧に要する費用は、別に発行する納入通知書により納入する。

（路面標示類）

第69条 路面標示類は、交通規制効果と交通安全確保のため必要なものなので、原形通りに必ず施

工しなければならない。

(検査)

第70条 24条工事施工者及び道路占用者等は、次の各号に掲げるところにより本復旧工事について、事務所長の検査を受けなければならない。

- (1) 上層路盤については、舗設前に路盤検査を受けなければならない。
- (2) 検査のためにコアを採取するときは、事務所長の指示する箇所から抜き取らなければならない。
- (3) 検査の際に指摘された箇所の手直しは直ちに行い、再検査を受けなければならない。
- (4) 検査の方法等については、山梨県が別に定める「土木工事施工管理基準等」により行うものとする。

## 第2章 材料及び施工

(材料及び施工)

第71条 材料及び施工については、「土木工事設計マニュアル（山梨県県土整備部監修）」による。

## 第3章 その他

(歩道切下げ)

第72条 歩道切下げについては、原則として掘削前の原形に復旧するものとするが、やむを得ず形状等を変更する必要がある場合には、事務所長に届け出て形状及び構造等についてその指示を受けなければならない。

(歩道への大型車乗り入れ)

第73条 歩道への大型車の乗り入れ部の構造等については、事務所長の指示によるものとする。

(その他)

第74条 本仕様書に定めていない事項については、事務所長の指示によるものとする。

# 電線・水管・ガス管・下水道管の埋設深及び管種に関する道路占用許可基準一覧表

平成11年 6月23日付 道維第 6-83号:表新設  
 平成11年 7月12日付 道維第 7-39号:一部誤記修正  
 平成11年11月 4日付 道維第 11- 5号:表全部訂正  
 平成16年 3月 1日付 道維第 2-47号:一部改正  
 平成23年 月 日付 道維第 号:一部改正

事業名称	地下埋設管種・口径		口径	埋設深	
	事業種別	管種		車道	歩道
水道事業 (本線以外(※注1)の管内、右記の管種・口径の物 本線以外(※注1) 各戸引込管)	鋼管(JIS G3452) ダクタイル鋳鉄管(JIS G5526) ホリオン管(JIS K6774) 上記以外の管種・口径の物については個々に協議	個々に協議	300mm以下	路面と管の頂部間距離1.2m(やむを得ない場合0.6m) 舗装厚(路盤含む)+0.3m(当該値が0.6mに満たない場合は0.6m)(※注7)	路面(※注6)と管の頂部間距離0.5m
			300mm以下		
			200mm以下		
			200mm以下		
水道事業 (本線以外(※注1)の管内、右記の管種・口径の物 本線以外(※注1) 各戸引込管)	鋼管(JIS G3452) ダクタイル鋳鉄管(JIS G5526) 硬質塩化ビニル管(JIS K6742) 水道配管用ホリオン管(※注3) 上記以外の管種・口径の物については個々に協議	個々に協議	300mm以下	路面と管の頂部間距離1.2m(やむを得ない場合0.6m) 舗装厚(路盤含む)+0.3m(当該値が0.6mに満たない場合は0.6m)(※注7)	路面(※注6)と管の頂部間距離0.5m
			300mm以下		
			300mm以下		
			200mm以下		
下水道事業 (本線以外(※注2)の管内、右記の管種・口径の物 本線以外(※注2) 各戸引込管)	鋼管(JIS G3452) ダクタイル鋳鉄管(JIS G5526) ヒューム管(JIS A5303)(※注4) 強化プラスチック複合管(JIS A5350) 硬質塩化ビニル管(JIS K6741) 陶管(JIS R1201) 上記以外の管種・口径の物については個々に協議	個々に協議	300mm以下	路面と管の頂部間距離3.0m(やむを得ない場合1.0m) 舗装厚(路盤含む)+0.3m(当該値が1.0mに満たない場合は1.0m)(※注7)	路面(※注6)と管の頂部間距離0.5m
			300mm以下		
			300mm以下		
			300mm以下		
電気事業	鋼管(JIS G3452) 強化プラスチック複合管(JIS A5350) 耐衝撃性硬質塩化ビニル管(JIS K6741) コンクリート多孔管(※注5) 上記以外の管種・口径の物については個々に協議	個々に協議	250mm以下	路面(※注6)と管の頂部間距離0.5m 舗装厚(路盤含む)+0.3m(当該値が0.6mに満たない場合は0.6m)(※注7)	路面(※注6)と管の頂部間距離0.5m
			250mm以下		
			300mm以下		
			φ125×9未満以下		
電気通信事業	硬質塩化ビニル管(JIS K6741) 鋼管(JIS G3452) 上記以外の管種・口径の物については個々に協議	個々に協議	75mm以下	路面(※注6)と管の頂部間距離0.5m 舗装厚(路盤含む)+0.3m(当該値が0.6mに満たない場合は0.6m)(※注7)	路面(※注6)と管の頂部間距離0.5m
			75mm以下		

※注1: ガス・水道の本線とは、ガス・水道施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるには道路構造の保全等の観点から所要の配意を要するものをいう。  
 本線以外とは、給水管または引込線と直接接続されているものもしくは直接接続が予定されているものをいう。  
 給水管とは、本線以外の管に該当する。

※注2: 下水道管の本線とは、下水道施設における幹線的な線で、道路の地下に設けるには道路構造の保全等の観点から所要の配意を要するものをいう。  
 下水道管の本線以外とは、下水排除面積が20ha以上の管渠が、下水道管の本線に該当する。

※注3: 水道配管用ポリエチレン管については、引張降伏強度204Kgf/cm<sup>2</sup>以上のものかつ外径/厚さ=11のもののみ使用可である。

※注4: 下水道管に外圧1種ヒューム管を用いる場合は、当該下水管と路面との距離は1.0m以下にしないこと。

※注5: コンクリート多孔管については、管材曲げ引張強度54Kgf/cm<sup>2</sup>以上のもののみ使用可である。

※注6: マウンティング歩道の場合、将来切り下げられることを考慮し、車道路面を路面と見なす。

※注7: 路盤には凍上抑制層を含み、しゃ断層は含まない。

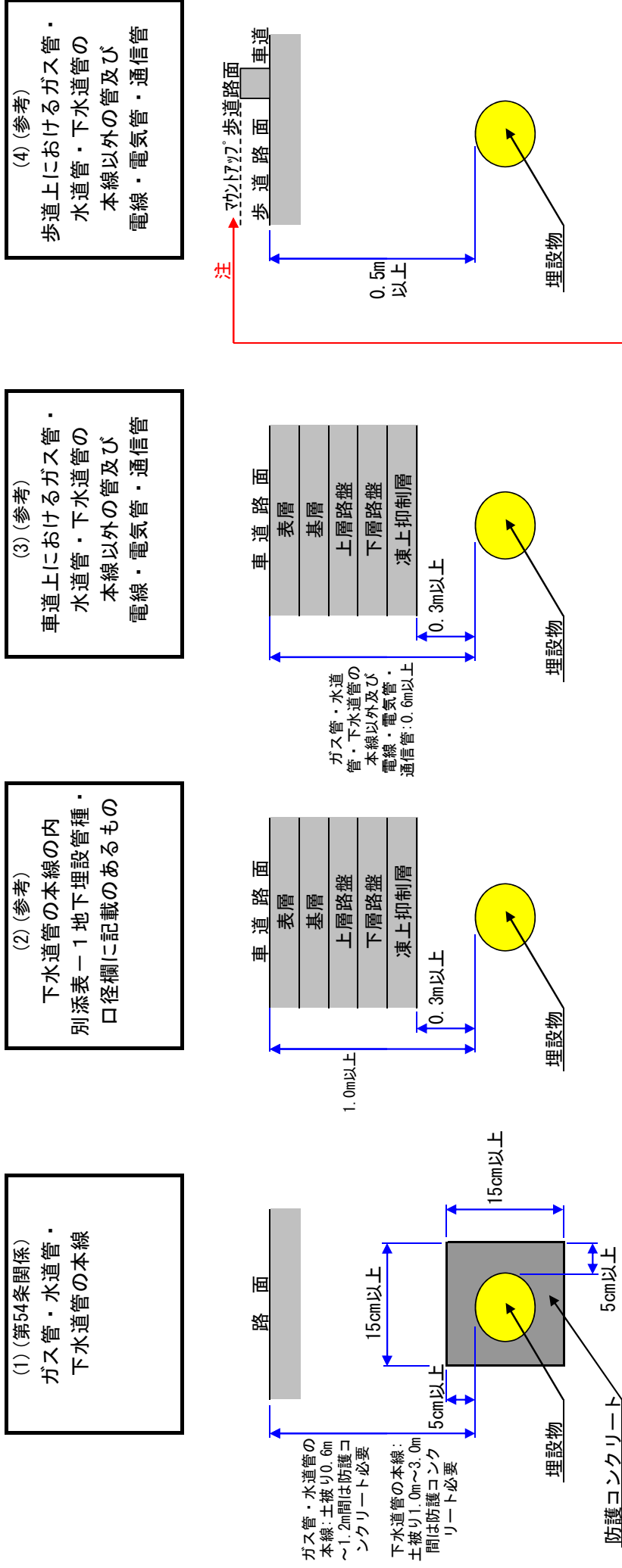
別添表-2 (第61条関係)

埋戻し材料規格一覧表

使用区分	材料	規格				摘要	
		粒径		塑性指数 (PI)	CBR 値		
		最大径	0.074mm7μl通過量				
埋設物上0.3mまで 埋設物上0.3mから 路面下0.9m (歩道 にあつては路面 下0.3m) まで	砂	10mm以下	10%以下	—	—		
	砂	10mm以下	10%以下	—	修正CBR 値20以上		
	クラッシュヤラン	100mm以下	—	6以下	修正CBR 値20以上		
	再生クラッシュヤラン	100mm以下	—	6以下	修正CBR 値20以上		
	切込砂利	100mm以下	—	6以下	修正CBR 値20以上		
	置換材	100mm以下	—	6以下	修正CBR 値20以上		
	発生路盤材	100mm以下	—	6以下	修正CBR 値20以上	道路管理者の承認が必要	
	発生土	100mm以下	—	6以下	修正CBR 値20以上	道路管理者の承認が必要	
	路面下0.9mから仮 復旧路盤面下端 (歩道にあつては路面下0.3mから仮復旧表層下端) まで	クラッシュヤラン	50mm以下	10%以下	6以下	修正CBR 値30以上	
		再生クラッシュヤラン	50mm以下	10%以下	6以下	修正CBR 値30以上	
切込砂利		50mm以下	10%以下	6以下	修正CBR 値30以上		

別添第 1 図 (第54条関係・参考)

## 電線・水管・ガス管・下水道管の埋設深に関する道路占用許可基準一覧図



※ 管種・口径については、別添表-1によること。

# 埋戻し及び仮復旧構造図

## 車道部

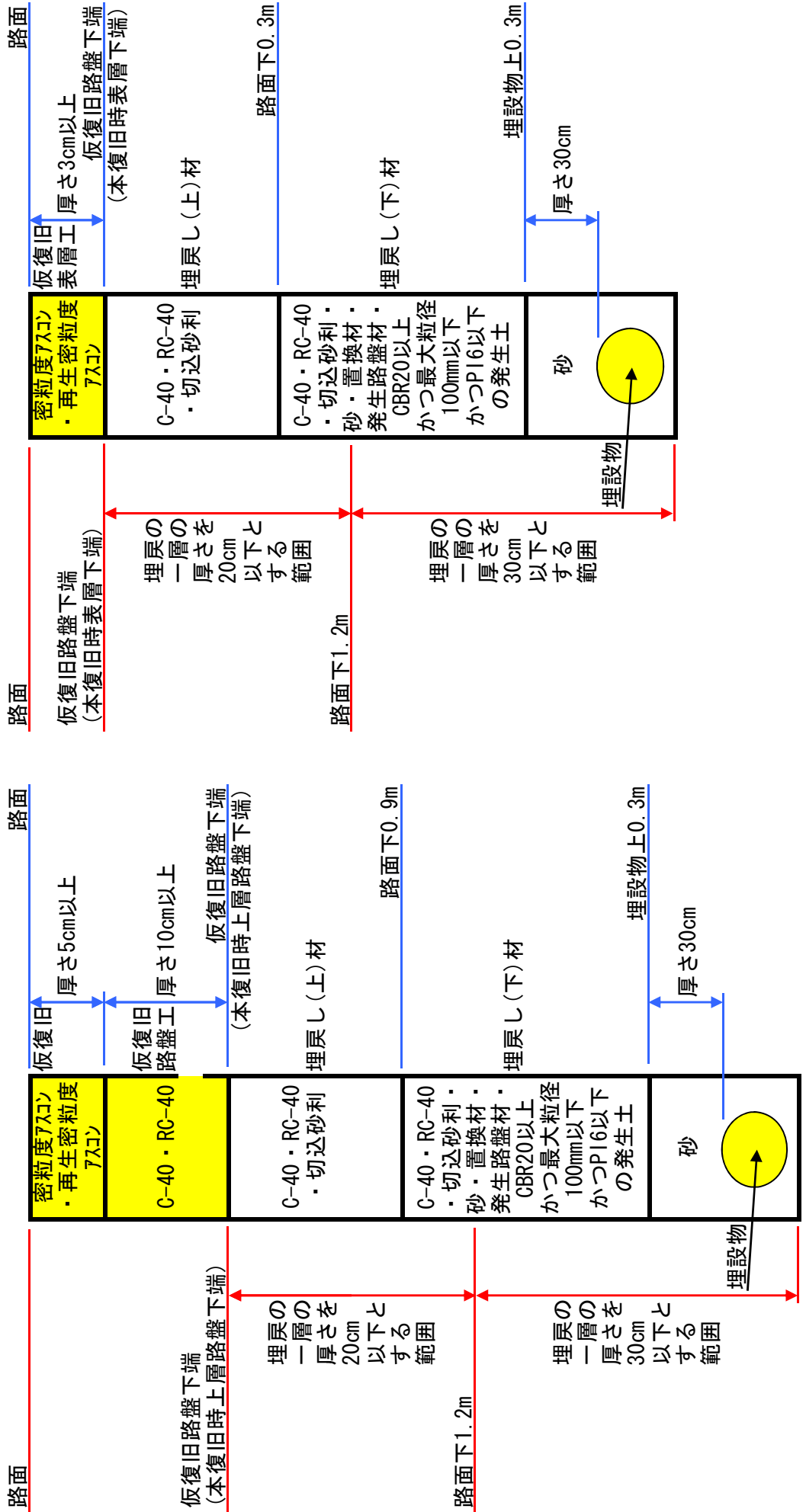
締固めの厚さの規定  
第61条第1項参照

材質厚さの区分規定  
第61条第2項  
第64条第2・3項参照

## 歩道部

締固めの厚さの規定  
第61条第1項参照

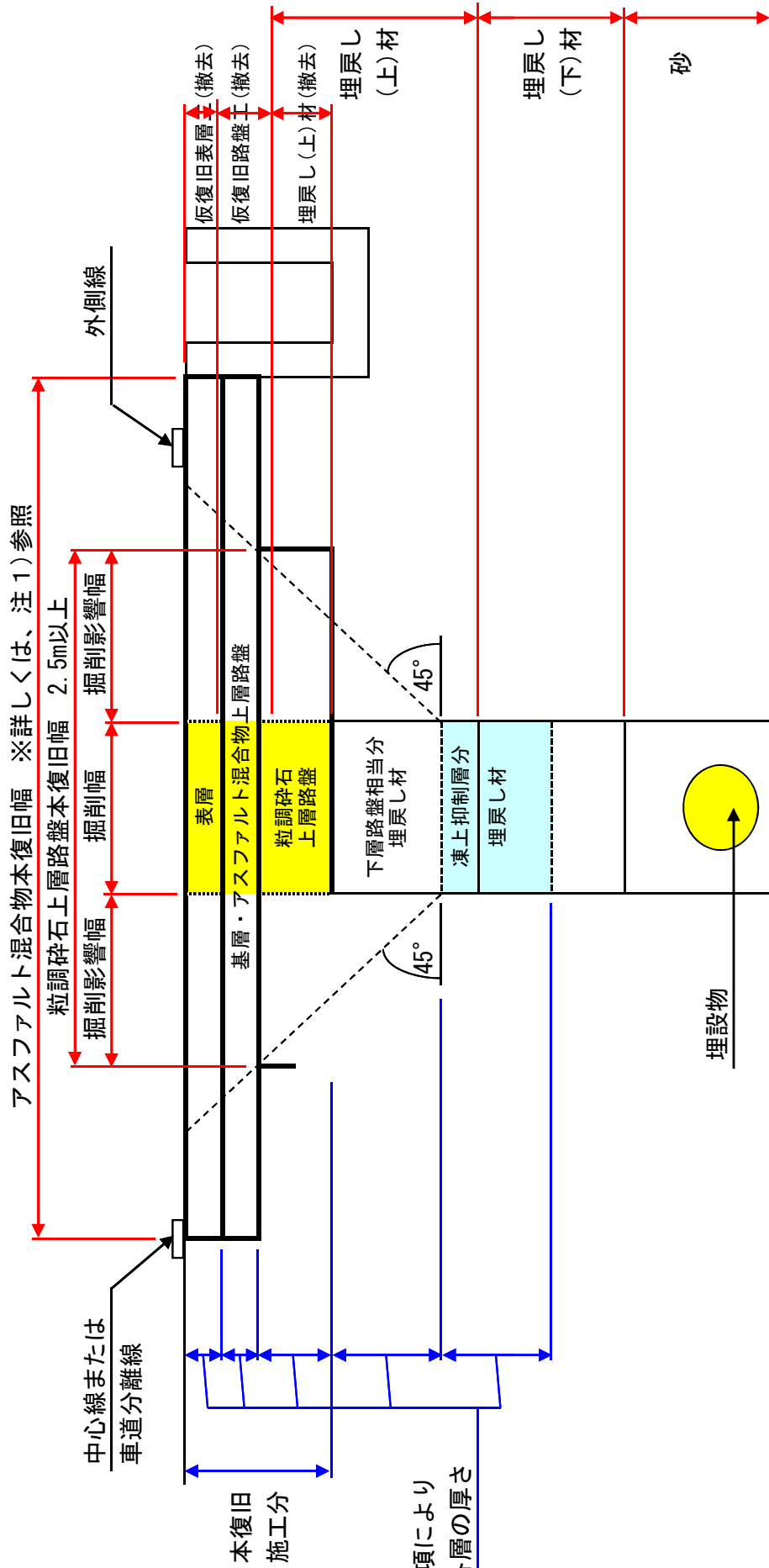
材質厚さの区分規定  
第61条第2項  
第64条第2・3項参照





別添第3図 (第67条関係)

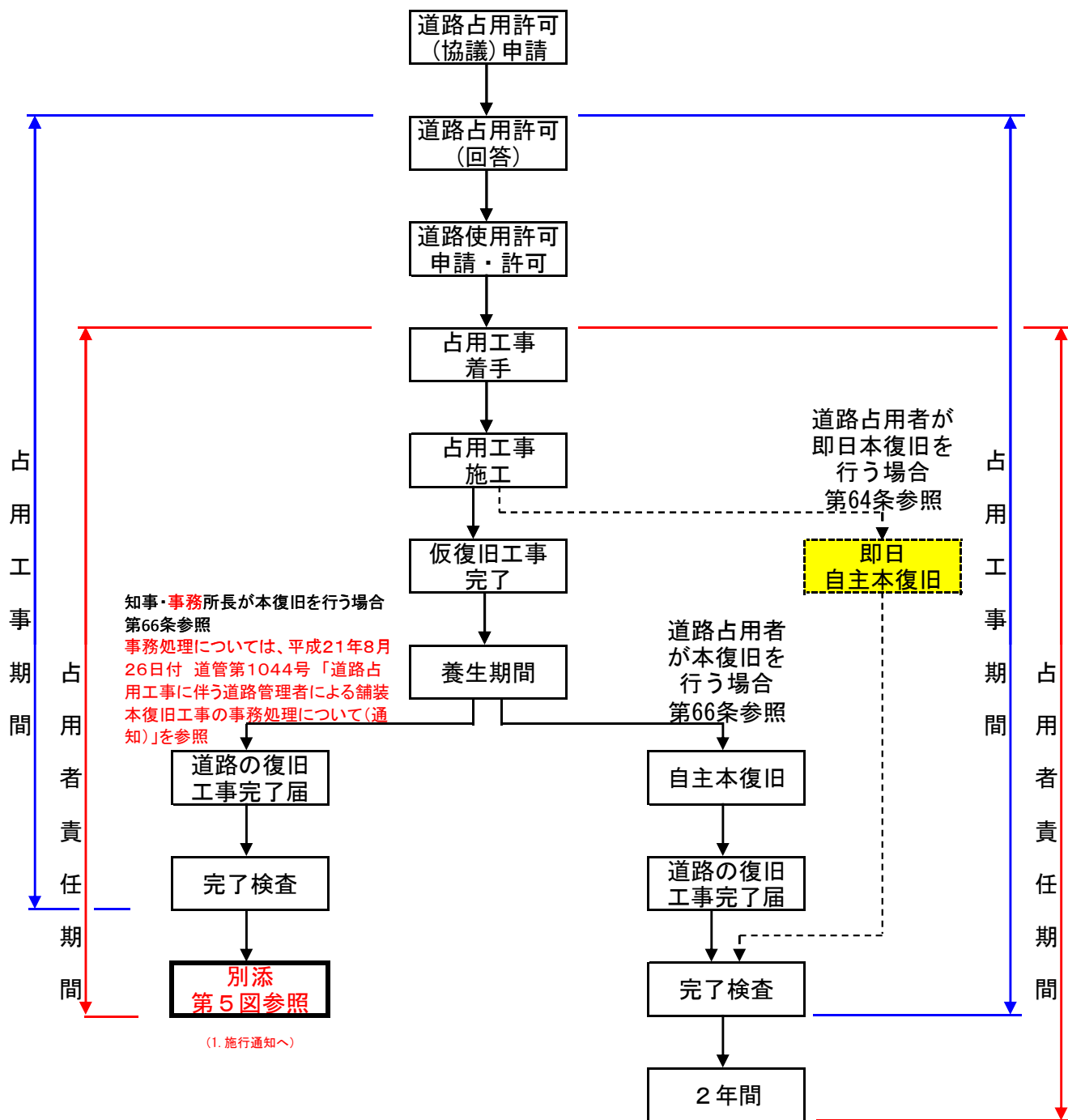
### 本復旧における各層の幅等の基準図



第67条第4項により  
決定した各層の厚さ

- 注1) アスファルト混合物の本復旧幅について  
 2 車線以上の車線を有する車道の場合：1 車線とその路肩を含む幅。ただし、本復旧粒調砕石上層路盤が中心線または車線境界を越える場合は越えた車線及び路肩を含む幅。  
 1 車線の道路：既設アスファルトの打継目が道路中心にあり、本復旧粒調砕石上層路盤がその打継目を越えない場合は打継目を境として掘削を行った片側のみ。ただしそうでない場合は全幅。
- 注2) アスファルト混合物の本復旧延長について  
 掘削部分の端から掘削影響幅を両側に加えた延長。ただし、5.0m未満の場合は5.0mとする。

### 占用工事及び本復旧工事の流れ



道路管理者(知事または建設事務所長)が行う原因者舗装本復旧についての事務処理フロー

	県土整備総務課	道路管理課	各建設事務所	市町村等の原因者 (占用者)	備 考
1. 施行通知			①施行通知 (様式1) ※1	確認 ○	※1 道路法第38条第2項
2. 設 計		11月中旬までに総務課へ 受理 (様式2)	設計書作成 ・復旧面積の確定 ・負担金額確定		
3. 施工協定・締結	※2 事務費内訳表作成 原因者が市町村のみ	(送付) (別紙1)	②負担金報告書 (工事費・事務費)の提出	(別紙1は市町村のみ添付) (様式3) 確認 ○	※2 原因者が市町村の場合に作成 ※3 下記内容の書類を添付する ①協定用設計書一式 ②協定額内訳表 ※4 ③事務費内訳表(市町村のみ) 道路占用等工事共通仕様書法第67条の 2第1項
4. 工事発注	11月末までに協定を結ぶ ※4		③施工協定の依頼 施工協定の締結		
5. 工事着手			工事発注 落札 ・請負差金の発生 ・負担金額の変更		12月以降の面積確定する 箇所は翌年度とする
6. 設計変更 (現場の内容により)			工事着手		
7. 変更施工協定・締結			(最終)変更設計書作成 ・変更復旧面積の確定 ・変更負担金額確定	(様式4) 確認 ○	※5 下記内容の書類を添付する ①変更協定用設計書一式 ②協定額内訳表
8. 調 定			④変更施工協定の依頼 変更施工協定の締結	○	原則、繰り越しはできない
9. 調定済報告			⑤調定・納入通知	受理 ○	
10. 実績報告	受理 ○ 翌年度9月に実績報告	⑥調定済報告書の提出 受理 (様式6) (提出)	収 入	納入手続	